



# 島根県報

平成25年11月26日（火）

第2,550号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

|  |             |   |
|--|-------------|---|
| 換地処分（2件）                                 | （農 村 整 備 課） | 2 |
| 中型まき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間                   | （水 産 課）     | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | （中 小 企 業 課） | 2 |

### 【特定調達公告】

|                                   |             |   |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 島根県立体育館競技用体操器具一式の購入に係る一般競争入札の落札者等 | （保 健 体 育 課） | 3 |
|-----------------------------------|-------------|---|

**告 示****島根県告示第777号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年11月11日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区矢入中原工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第778号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年11月11日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区本谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第779号**

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業及び2そうまき無動力中型まき網漁業）の許可又は起業の認可の申請期間を平成25年12月2日から平成25年12月13日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成25年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第780号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

スーパーセンタートライアル松江店 松江市山代町1005番地外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

**(3) 変更しようとする事項**

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松江市山代区画整理事業3街区2の一部、3、4、5、6、7、8、9

(変更後) 松江市山代町1005番地外

(4) 変更の年月日

平成24年7月25日

2 届出年月日

平成25年11月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成25年11月26日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 落札に係る物品等又は役務の名称

島根県立体育館競技用体操器具 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育庁保健体育課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成25年10月30日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社セントラルスポーツ 代表取締役 浅津博之

島根県出雲市今市町北本町一丁目1番地の3

5 落札金額

68,523,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特定公告を行った日

平成25年9月20日